五　登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第九条第一号及び第二号に定める区分
六　評価の業務を行う事務所の所在地
山口県山口市大手町三番二十四号
七　法第十三条の評価員の氏名
仲子　正則、徳田　勉、奥田　重弘、入江　護、山近　忠義、野村　幸夫、田中　正人、香月　豊文、西條　清見、倉永　利隆、松村　敏秀、山下　宏、香月　直樹、有田　幸一、山根　満広、中田　卓順、中村　満雄、岩田　真悟
八　役員の氏名
仲子　正則、松井　博康、徳田　勉、古川　忠道、河波　勝、藤井　英昭、森山　克己、長嶺　平治、村越千幸子、藤本　茂生、貞木　雅和
九　評価の業務を行う部門の管理者の氏名
徳田　勉
十　評価の業務を行う区域
山口県の全域

国会事項

衆議院

質問書提出

十月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

検察庁による報道機関への情報の漏洩等に関する再質問主意書（浅野貴博提出）
「公益法人制度改革」に係る公益法人認定に関する質問主意書（吉野正芳提出）
原子力行政に関する質問主意書（河野太郎提出）
利根川の基本高水に関する質問主意書（河野太郎提出）
農業用機械や漁船等への環境対策についての取り組みに関する質問主意書（木村太郎提出）
東京国立博物館の展示表示等に関する質問主意書（馳浩提出）
司法修習生への給与制廃止と貸与制新設に関する質問主意書（馳浩提出）
国家戦略室の運営の現状及び今後の方針に関する質問主意書（橘慶一郎提出）
我が国におけるレジ袋削減に向けての政府の取り組みに関する質問主意書（橘慶一郎提出）

参議院

質問主意書提出

十月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

ヒートアイランド現象の解明とヒートアイランド対策大綱に関する質問主意書（加藤修一提出）（第三四号）
屋久島の世界遺産の保全および軍艦島（端島）の世界遺産登録に関する質問主意書（秋野公造提出）（第三五号）

人事異動

法務省

（東京高等検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長）検事　杉山　治樹
京都地方検察庁検事に配置換する
京都地方検察庁次席検事を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　堀　雅亜貴
法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長に充てる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　瀬戸　毅
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）同　中村　昌史
（同）同　和田　祥一
（同）同　酒井　博史
（同）同　細谷　和大
（大阪地方検察庁検事）同　永幡無二雄
大阪地方検察庁堺支部勤務を命ずる
（大阪地方検察庁堺支部検事）
同　佐藤　洋志
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁特別刑事部長を命ずる（以上十月十二日）

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、宮崎労働局の関係事業主を代表する者矢野祥文の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年10月19日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
３　推薦締切日　平成22年10月28日
４　推薦書及び添付書類提出先　宮崎労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

工場財団

会社の岩手県宮古市小山田一丁目４番８号ラサ工業株式会社ＮＣＲＩ工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年10月19日

盛岡地方法務局宮古支局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　有限会社新生投資顧問
2．住所　香川県高松市高松町70番地１
3．代表者の氏名　森　康成
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号四国財務局長（金商）第11号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年４月19日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて四国財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年10月19日

四国財務局長　坂上　正人